

「千葉市市民参加及び協働に関する条例」の解説

目 次

前 文	1
第1条（目的）	3
第2条（定義）	4
第3条（基本理念）	6
第4条（市の責務）	7
第5条（市民の役割）	9
第6条（市民参加の手続）	10
第7条（パブリックコメント手続の対象）	13
第8条（パブリックコメント手続の実施）	15
第9条（附属機関の委員）	18
第10条（協働の推進）	20
第11条（市民の意向の把握）	21
第12条（実施計画）	21
第13条（実施状況の公表）	22
第14条（推進会議の設置）	22
第15条（所掌事務）	23
第16条（組織）	24
第17条（委任）	25

(前文)

地方分権の進展により、地方公共団体が自主性と自立性をもって自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う団体自治が拡充されたが、これに対応して、住民の意思に基づいて地域の行政を行う住民自治の拡充が求められている。

また、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式も変化し、市民の需要が多様化する中で、個人では解決できない、社会が取り組むべき公共の課題が増大している。一方、防犯、防災、福祉、環境、教育など様々な公共の分野で市民が主体的に活動を展開するようになってきており、拡大する公共の領域を市のみならず多様な主体が担っていくことが求められている。

このような状況のもとで、市民の豊かな知識や社会経験を市政に生かし、市民と市が力を合わせ、公共の課題の解決に取り組む市民参加と協働がこれまで以上に必要となっている。

千葉市は、ここに、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民主体の活力あるまちづくりを目指し、市民参加と協働を推進するため、この条例を制定する。

【趣旨】

本条例を制定するに至った背景や理由、また、本条例を制定する趣旨を明らかにしています。

【解説】

前文は、4つの段落で構成されています。

第1段落

条例制定に至った背景の一つ目として、地方分権の進展について述べています。

地方分権とは、国が持っている権限や財源を地方公共団体に移譲したり、地方公共団体に対する国の関与を縮減していくことです。地方分権改革の推進によって、地方公共団体が自主性と自立性をもって自らの判断と責任の下に地域における行政を行っていく「団体自治」の拡充が図られてきました。地方自治には、この「団体自治」と地域の行政を住民の意思に基づいて行う「住民自治」の2つの要素があるといわれていますが、「団体自治」の拡充に対応して「住民自治」の拡充が求められています。

第2段落

条例制定に至った背景の二つ目として、公共の領域の拡大とこれを担おうとする市民の活動について述べています。

社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式（ライフスタイル）も変化し、市民の需要（市民ニーズ）が多様化してきました。こうした変化の中で、かつては個人や家庭内で解決すべき課題と考えられていたもの（例えば、子育てや高齢者の介護）が、個人や家庭内では解決できない社会が取り組むべき課題、

すなわち公共の課題となるなど、公共の課題が増大しており、拡大する公共の領域を市のみが担い続けることは困難になっています。その一方で、ボランティア、NPO、町内自治会など多様な市民や市民団体が様々な公共の分野で活発に活動を展開するようになってきました。こうしたことから、拡大する公共の領域を市とともに多様な主体が協力して担っていくことが求められています。

第3段落

第1段落や第2段落で述べた背景から、市民の豊かな知識や社会経験を市政に生かしていくこと（市民参加）や、市民と市が力を合わせ、公共の課題の解決に取り組んでいくこと（協働）がこれまで以上に必要になっていることを述べています。

第4段落

代表民主制を基本とする地方自治制度の下で、本条例の目的である「市民主体の活力あるまちづくり」を目指し、市民参加・協働を推進することが本条例を制定する趣旨であることを述べています。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加及び協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民参加及び協働の推進を図り、もって市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的とする。

【趣旨】

本条例の目的について規定しています。

【解説】

- 1 「市民参加及び協働に関し基本的な事項を定める」とは、本条例に規定する内容が、第3条の「基本理念」、第4条の「市の責務」、第5条の「市民の役割」、第12条の「実施計画」、第14条の「市民参加協働推進会議の設置」など、市民参加・協働に関する基本的な事項であることを述べています。
- 2 本条例の目的は、直接には「市民参加及び協働の推進を図ること」であり、さらには「市民主体の活力あるまちづくりに資すること」にあります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいう。
- (3) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。
- (4) パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいう。以下この号及び第7条第1項において同じ。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。

【趣旨】

本条例で用いる主な用語の意義を規定しています。

【解説】

・第1号（市民参加）

「市の施策」には、総合計画の策定、行政改革の推進など市政全般にかかわるものもあれば、防犯・防災、福祉、環境、土木、教育など個別の行政分野において実施されるものもあります。「市民参加」は、こうした様々な市の施策に、市民が自らの意思を反映させることを目的として、市からの求めに応じて意見を述べたり自発的に提案をすることとしています。

・第2号（協働）

「協働」は、「市民及び市」が「共通の目的を達成するため」に「協力し、又は補完すること」としています。また、市民と市の相互の関係について、「それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し」、「相互に主体性を持ち、自主性を尊重」することを掲げていますが、これらは、「協働」を捉える上で欠くことができない要素です。また、「協働」は、市民と市の双方を主体とする活動ですが、市民側の比重が大きいものから市側の比重が大きいものまで、様々な形態があります。（第10条の解説参照）

・第3号（実施機関）

「実施機関」は、市民参加手続等を行う市の機関です。地方自治法により独立して事務を管理執行する権限を持つ執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と、消防組織法等により広範な権限を持つ消防長及び地方公営企業法に

より、業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する病院事業管理者として
います。

・第4号（パブリックコメント手続）

「パブリックコメント手続」は、市の施策の決定の過程で実施する一連の
手続（①施策の案等の公表、②意見の募集、③意見を考慮した施策の意思決
定、④意見に対する市の考え方等の公表）をいいます。

パブリックコメント手続の対象となる施策については第7条に、実施手順
等については第8条に規定しています。

(基本理念)

第3条 市民参加及び協働は、市民の豊かな知識及び社会経験並びに創造的な活動を尊重して推進されなければならない。

2 市民参加及び協働は、多くの市民が参加し、及び活動することができるよう推進されなければならない。

3 市民参加及び協働は、市民相互並びに市民及び市がそれぞれの役割を理解し、及び協力し、推進されなければならない。

4 市民参加及び協働は、市民及び市が情報の交流及び共有を通じて信頼関係が深められるよう推進されなければならない。

【趣旨】

市民参加・協働を推進していく上での基本理念を規定しています。

【解説】

第1項

市民参加・協働の意義を踏まえ、その推進に当たり市民の豊かな知識や社会経験、また、市民の創造的な活動が尊重されるべきことを述べています。これらを尊重することは、「市民主体の活力あるまちづくり」を目指し、市民参加・協働を推進していく上で最も基本的な理念といえます。

第2項

市民参加・協働の主体を拡大していくべきことを述べています。平成18年8月に実施した「市民参加・協働についてのアンケート調査」では、市民参加・協働の経験がある市民の割合は28.4%にとどまっていました。こうした状況を踏まえ、市民参加・協働を推進するためには、その主体を拡大していくことが重要であることから本規定を置いています。

第3項

拡大する公共の領域を市のみが担い続けることが困難になる中で、様々な公共の課題を解決するためには、市のみで解決するのか、市民同士が協力し合って解決するのか、市民と市が協働により解決するのか、それぞれの役割はどうあるべきかを考え理解していくこと、また、これらが相互に協力し合うことが必要であることを述べています。

第4項

市民参加・協働を推進するためには、市民と市との情報の交流や共有を進めること、また、それによって市民と市との信頼関係が深められることが必要であることを述べています。情報の交流は、市から市民に情報公開や情報提供が行われ、市民から市に意見や提案が出され、これに対する市の考え方が示され、というように市民と市との間で情報のやり取りが行われることであり、これらによって市民と市との情報の共有が促進されていきます。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見及び提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めるものとする。

2 市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めるものとする。

3 市は、市民及び市職員に対し、市民参加及び協働に関する啓発、研修等を行うことにより、市民参加及び協働に関する理解の促進に努めるものとする。

4 市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見及び提案に対し誠実に応答するものとする。

5 市は、市民参加及び協働を推進するに当たっては、議会の権限及び役割を尊重するものとする。

【趣旨】

基本理念等を踏まえ、市の責務について規定しています。

【解説】

第1項

基本理念（第3条第1項）である「市民の豊かな知識及び社会経験並びに創造的な活動を尊重して推進」するため、まず、市民参加を推進する観点から、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めること、また、協働を推進する観点から、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めることとしています。

第2項

基本理念（第3条第2項）である「多くの市民が参加し、及び活動することができるよう推進」するため、市民に対し市民参加・協働の機会を積極的に提供すること、また、市民がその機会を活用しやすくするための環境づくり（市民が参加しやすい日時・場所の設定、協働を実施する際の場所の提供等）に努めることとしています。

第3項

基本理念（第3条第3項）である「市民相互並びに市民及び市がそれぞれの役割を理解し、及び協力し、推進」するため、市民や市職員に対し、市民参加・協働に関する啓発、研修等を行うことにより、市民参加・協働に関する理解の促進に努めることとしています。

第4項

基本理念（第3条第4項）である「市民及び市が情報の交流及び共有を通じて信頼関係が深められるよう推進」するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供すること、また、市民からの意見や提案に対し誠実に応答することとしています。

※「市民参加・協働についてのアンケート調査」では、市民参加・協働の経験がない理由の第1位が「情報を知らなかったから」であり、46.7%を占めています。

第5項

前文（第4段落）では、「代表民主制を基本とする地方自治制度の下、（中略）市民参加及び協働を推進するため、この条例を制定する」としています。本規定は、市民参加・協働を推進するに当たり、地方自治制度の基本である代表民主制との調和を図っていくべきことを示したもので、条例や予算の議決権などの議会の権限や、選挙により選ばれる住民の代表としての役割を尊重しながら市民参加・協働を推進することとしています。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、市民参加及び協働の機会を積極的に活用するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市政に関心を持ち、積極的にその情報を収集するとともに、市民参加及び協働を通じて公共の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、市民参加及び協働を行うに当たり、地域社会の一員として、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

基本理念や市の責務を踏まえ、市民の役割について規定しています。

【解説】

第1項

基本理念（第3条第2項）である「多くの市民が参加し、及び活動することができるよう推進」することや、市の責務（第4条第2項）である「市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努める」ことに対応して、市民が市民参加・協働の機会を積極的に活用するよう努めることとしています。

第2項

基本理念（第3条第4項）である「市民及び市が情報の交流及び共有を通じて信頼関係が深められるよう推進」することや、市の責務（第4条第4項）である「市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供する」ことに対応して、市民が市政に関心を持ち、積極的に市政情報を収集するほか、市民参加・協働を通じて公共の課題の解決に主体的に取り組むよう努めることとしています。

第3項

基本理念（第3条第3項）である「市民相互並びに市民及び市がそれぞれの役割を理解し、及び協力し、推進」することに対応して規定しています。市民参加・協働が地域社会にとって有益なものとなるためには、市民は地域社会の一員であることを自覚し、自らの発言や行動に責任を持つことが求められます。また、公共の課題を解決するためには、ボランティア、NPO、町内自治会など多様な市民や市民団体が連携し協力していくことが重要であることから、市民相互間の合意形成に努めることとしています。

(市民参加の手續)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手續の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）の開催その他の市民参加の手續のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民参加の手續を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民参加手續の実施に関する一般原則を規定しています。

【解説】

第1項

市民参加手續には、パブリックコメント手續の実施、附属機関への付議、ワークショップの開催など様々なものがあります。実施機関は、施策の計画、決定、執行、評価の一連の過程を見わたし、どの過程でどのような市民参加手續を実施するのが「適切かつ効果的」であるかを判断し、実施するよう努めることとしています。

パブリックコメント手續については、第2条第4号で定義をしているほか、第7条で対象となる施策、第8条で実施手順等について規定しています。

附属機関とは、審査、諮問、調査等のため法律や条例に基づき設置する審査会、審議会等をいいます。附属機関への付議については、そのすべてが市民参加の手續となるものではありませんが、公募により市民が選任される附属機関への付議については、市民参加手續として捉えることができます。

ワークショップについては、もともと「作業場」や「工房」という意味であり、目標や課題に向け、参加者が共同で作業をしたり、対等な立場で自由な議論を積み上げていくことにより合意を形成していく市民参加手續です。人数的には、5人から10人程度のグループに分けて行うことが一般的です。

その他の市民参加手續は、規則（千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則）で意見交換会、意見募集、アンケート調査等としています。

○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(その他の市民参加の手續)

第12条 条例第6条第1項に規定するその他の市民参加の手續は、意見交換会、意見募集、アンケート調査等とする。

また、ワークショップ、意見交換会、意見募集及びアンケート調査については、規則で実施方法等を規定しています。

○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(ワークショップの開催)

第11条 実施機関は、条例第6条第1項のワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 参加対象者の範囲
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表するものとする。

3 前2項の公表は、対象とする事案に応じ、インターネットを利用して閲覧に供する方法、公表に係る対象施策を所管する実施機関の事務室における閲覧及び配布その他の実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(意見交換会の開催)

第13条 意見交換会(実施機関が開催する会合であって、対象とする施策又は施策の案(以下「対象施策等」という。)について市民の意見を聴取し、又は市民及び実施機関若しくは市民同士が意見を交換する場を設けるものをいう。)を開催する場合の手続については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(意見募集の実施)

第14条 実施機関は、意見募集(対象施策等について市民から意見の提出を求める手続のうち、パブリックコメント手続を除いたものをいう。)を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見を募集する対象施策等の内容
- (2) 対象施策等の概要、趣旨、目的、背景等の対象施策等を理解するために必要な資料
- (3) 意見の提出期間、提出方法及び提出場所

2 意見募集における意見の提出については、第6条の規定を準用する。

3 実施機関は、意見募集を行ったときは、千葉市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要、意見の提出者数及び意見の数を公表するものとする。

4 第1項及び前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(アンケート調査の実施)

第15条 実施機関は、アンケート調査(対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を問う調査をいう。)を行ったときは、その結果を公表する。

2 前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

第2項

市民参加手続の実施時期についての規定です。第1項が施策の過程に応じ、適切で効果的な市民参加手続を実施すべきことを規定しているのに対し、ここでは、実施しようとする市民参加手続に応じ、その結果を効果的に反映していく観点から、適切な時期に実施すべきことを規定しています。

(パブリックコメント手続の対象)

第7条 実施機関は、次に掲げる施策（実施機関の内部にのみ適用されるものを除く。以下「対象施策」という。）についてパブリックコメント手続を実施しなければならない。

- (1) 市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しない。

- (1) 迅速性又は緊急性を要するもの
- (2) 実施機関に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

【趣旨】

パブリックコメント手続の対象となる施策を規定しています。

対象施策については、市民生活に及ぼす影響の大きさや市民の関心の度合いなどの観点から、第1項に規定する市の重要な施策としています。

【解説】

第1項

パブリックコメント手続の対象施策を列記しています。

括弧書きの「実施機関の内部にのみ適用されるもの」とは、市の組織や職員の勤務時間を定める条例など、その適用が実施機関（行政）内部にとどまり、市民生活に直接的な影響を及ぼさないものです。

・第1号

市の重要な計画・指針を掲げています。

市政の基本的な施策や方針を定めるものとしては、千葉市基本構想や千葉市第2次5か年計画などがあり、各行政分野における基本的な施策や方針を定めるものとしては、千葉市地域防犯計画、千葉市障害者計画、千葉市自動車公害防止計画、千葉市生涯学習推進計画などがあります。なお、特定の地域のみを対象とするものや、毎年度策定する実施計画や事業計画のようなものは、「基本的な施策又は方針を定める計画及び指針」には該当しません。

・第2号

対象施策の二つ目として、市の重要な条例として二つの類型を掲げています。「市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定める条例」には、市政の基本的な施策や方針を定めるものとして、千葉県情報公開条例や千葉市行政手続条例などがあり、各行政分野における基本的な施策や方針を定めるものとして、千葉市消費生活条例、千葉市男女共同参画ハーモニー条例、千葉市環境基本条例、千葉市都市景観条例などがあります。

また、「市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」には、千葉市路上喫煙等の防止に関する条例、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例、千葉市屋外広告物条例、千葉市火災予防条例などがあります。

・第3号

第1号の計画・指針や第2号の条例に該当しないものであっても、広く市民から意見の提出を求める必要があると実施機関が判断したものについてパブリックコメント手続の対象とすることとしています。

第2項

パブリックコメント手続の対象施策に該当するものであっても、迅速性や緊急性を要するものなど、具体的な事情や内容から、パブリックコメント手続を実施する合理性や必要性が認められないものやパブリックコメント手続を実施することが適当でないものについて、パブリックコメント手続を実施しないこととしています。

(パブリックコメント手続の実施)

- 第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案（対象施策で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料を公表するものとする。
- 2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。
- 3 実施機関は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。
- 4 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表するものとする。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

パブリックコメント手続を実施する際の手順等を規定しています。

【解説】

第1項

対象施策の案等の公表について規定しています。

「対象施策の意思決定を行う前の適切な時期」とは、パブリックコメント手続の意義を踏まえ、対象施策の案等を公表するのにふさわしい時期であり、規則では、公表の日から起算して1月以上の意見提出期間を設けることとしています。

公表するものは、「対象施策の案」と「これに関連する資料」ですが、「これに関連する資料」とは、対象施策の案の概要、趣旨、目的、背景など市民が対象施策の案を理解する上で参考となる資料をいいます。

第2項

公表する対象施策の案について、その内容が抽象的なものや不明瞭なものである場合には、市民が有益な意見を提出することができないことから、「具体的かつ明確な内容のもの」とすべきことを規定しています。

第3項

市民から提出された意見の取扱いについて規定しています。

「考慮」とは、「よく考える」という意味であり、実施機関においては、提出された意見を対象施策の中に反映すべきかどうか、反映する場合にはどのように反映すべきかについて適切に検討した上で対象施策の意思決定を行うこととしています。

第4項

意見募集の結果の公表について規定しています。

公表するものは、「提出された意見の概要」、「提出された意見に対する実施機関の考え方」、「修正した内容」（修正した場合）ですが、千葉県情報公開条例第7条で不開示情報とされているものについては公表の対象になりません。

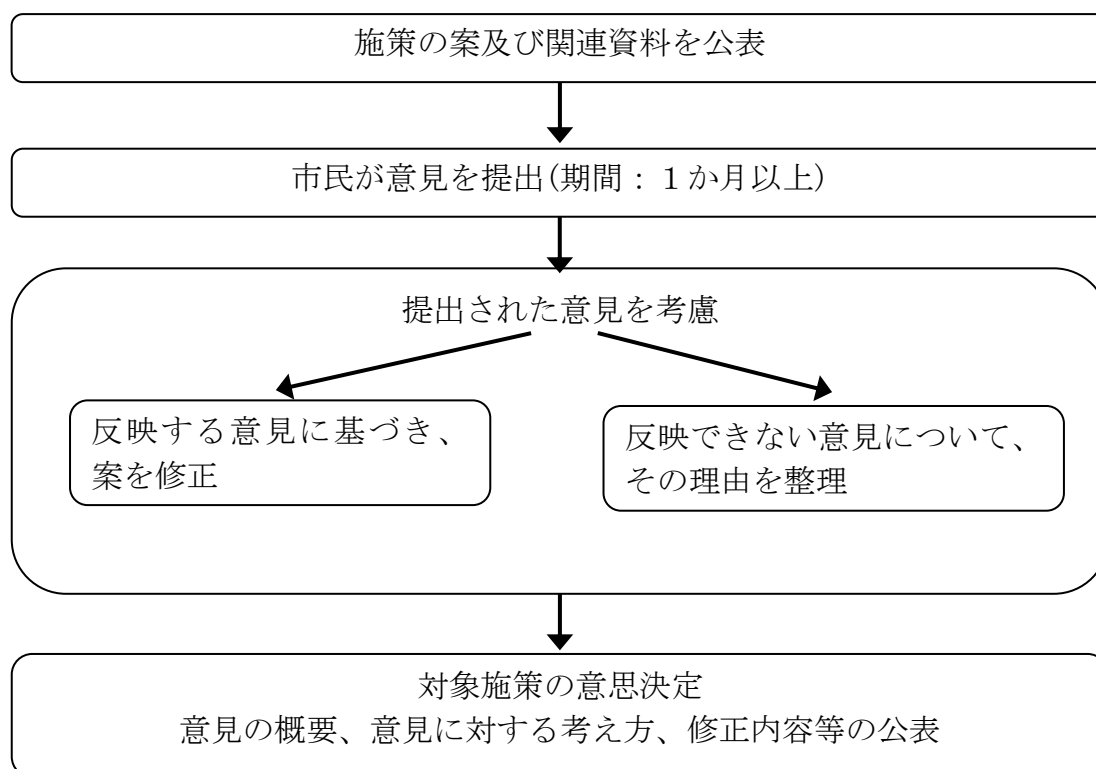
※千葉県情報公開条例第7条に規定する不開示情報の主なもの

- ・ 法令又は他の条例の規定により、公にすることができないと認められる情報
- ・ 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・ 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

第5項

その他、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項については、規則に規定することとしています。

[参考]パブリックコメントの基本フロー



○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(パブリックコメント手続の実施の周知)

第3条 実施機関は、条例第8条第1項の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、その旨を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により市民に周知するものとする。

(対象施策の案に関連する資料)

第4条 条例第8条第1項に規定する対象施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1) 対象施策の案の概要
- (2) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

(対象施策の案等の公表)

第5条 実施機関は、条例第8条第1項の規定による公表を行う場合は、意見の提出期間、提出方法及び提出場所を併せて公表するものとする。

2 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 公表に係る対象施策を所管する実施機関の事務室における閲覧及び配布
- (3) 市役所、各区役所及び各図書館において実施機関が指定する場所における閲覧及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 前項第2号及び第3号に掲げる方法により公表を行う場合において、公表する対象施策の案及びこれに関連する資料が相当量であるときその他正当な理由があるときは、閲覧のみの方法により公表を行うことができる。

(意見の提出等)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手続において市民から意見の提出を求める場合、条例第8条第1項の規定による公表の日から起算して1月以上の期間を設けるものとする。ただし、実施機関が、特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 パブリックコメント手続における意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 前項の規定により意見の提出を行おうとする者は、当該意見の提出に当たり、氏名及び住所(意見の提出を行おうとする者が法人その他の団体である場合にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)を明らかにするものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の提出者数等の公表)

第7条 実施機関は、条例第8条第4項の規定による公表を行う場合は、前条第2項各号の方法ごとの意見の提出者の数及び提出された意見の数を併せて公表するものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(附属機関の委員)

第9条 実施機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めるものとする。

【趣旨】

市民参加を推進する観点から、附属機関の委員を選任するに当たっての方針を規定しています。

【解説】

- 1 「多様な人材を登用するよう努める」については、附属機関には様々なものがありますが、その審議等の過程において多様な市民の意見が適切に反映されるよう、性別、他の附属機関における委員の兼職状況、年齢等についてできる限り配慮し、委員を選任することとしたものです。
- 2 市民の参加意識を高め、審議等の過程における市民参加を推進するため、附属機関の委員に「公募により選ばれた者が含まれるよう努める」こととしています。なお、附属機関には医療など専門性が高い事案を審議するものなどもあることから、「当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ」判断することとしています。

なお、規則で委員の募集、応募資格及び選考方法について規定しています。

○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(附属機関の委員の募集)

第8条 実施機関は、附属機関の委員を公募により選任するため委員を募集しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の設置目的及び審議事項
- (3) 委員の任期
- (4) 会議の開催予定
- (5) 募集する委員数及び応募資格
- (6) 応募方法及び募集期間
- (7) 委員の選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 委員の報酬
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 前項の規定により委員の募集をするときは、1月以上の募集期間を設けるものとする。ただし、実施機関が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(附属機関の委員の応募資格)

第9条 公募により選任する附属機関の委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

(委員の選考方法)

第10条 実施機関は、公募委員の選考を行うときは、附属機関ごとに選考委員会を設置し、面接及び次に掲げるいずれか一以上の方法により行うものとする。

- (1) 小論文
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、公募委員の選考を終了したときは、速やかに、その結果を応募者全員に通知するものとする。

3 公募委員を選考した結果、選任することとする者の数が募集人数に満たなかったときは、実施機関が適当と認める方法により委員を選任することができる。

(協働の推進)

第10条 実施機関は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

協働を推進するに当たっての一般原則等を規定しています。

【解説】

第1項

協働には様々な形態がありますが、公共の課題の解決のため、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めることとしています。協働の形態としては、市の事業を市民に実施してもらう「委託」、市民の事業に市が物的援助等を行う「支援」のほか、市民と市との「共催」や「事業協力」などがあります。

〔参考〕協働の領域と形態

行政の領域	協働の領域			市民の領域
	委託	共催、 事業協力 等	支援・補助	

出典：山岡義典著「時代が動くとき 社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)の図を一部加工

第2項

協働が円滑に推進されるために必要な措置を講ずることとしています。「必要な措置」としては、市民と市職員双方の理解を促進するための市民と市職員による地域課題学習会の開催、市職員向けのガイドラインの作成、協働の実施に際しての場所の提供などが考えられます。

(市民の意向の把握)

第11条 実施機関は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民の意向の把握について規定しています。

【解説】

本条例では、市の施策に市民の意見を反映させるため、第6条で市民参加の手續の実施について、第7条と第8条でパブリックコメント手續について、第9条で附属機関の委員について規定しています。本条の市民の意向の把握は、このような市の施策に直接市民の意見等を反映させようとするものではありませんが、広く市政に関する市民の意向を把握することにより、市政に関する課題を分析・整理し、新たな施策の策定等に役立てていくものです。その方法としては、無作為抽出した市民への郵送方式による意向調査、街頭でのアンケート調査などがあります。

(実施計画)

第12条 市長は、毎年度、市民参加及び協働の取組を推進するための実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとする。

【趣旨】

市民参加・協働の取組を推進するための実施計画の策定について規定しています。

【解説】

実施計画に定める内容は、規則に規定する①市民参加の手續を実施する施策とその内容、②協働により実施する施策とその内容、③これら以外で市民参加・協働を推進するために実施する施策、④その他市長が必要と認める事項です。市民参加・協働を推進するためには、市政全般にわたり総合的な取組みが不可欠であることから、毎年度の具体的な取組予定を網羅するものとして実施計画を策定することとしています。

○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(実施計画の策定)

第16条 条例第12条に規定する市民参加及び協働の取組を推進するための実施計画(以下「実施計画」という。)に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民参加の手續を実施する施策及びその内容
- (2) 協働により実施する施策及びその内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加及び協働を推進するために実施する施策
- (4) その他市長が必要と認める事項

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、実施計画及びその実施の状況を公表しなければならない。

【趣旨】

実施計画とその実施の状況の公表について規定しています。

【解説】

実施計画やその実施の状況の公表については、毎年度の市の取組みを広く市民にお知らせすることにより、市民参加・協働に関する理解の促進を図るとともに、その機会を活用するための情報を提供する役割を持っています。

○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(実施計画及び実施状況の公表)

第17条 条例第13条の規定による実施計画及び実施状況の公表は、条例第15条第1項の規定による調査審議の後、速やかに、行うものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項の規定を準用する。

(推進会議の設置)

第14条 本市の市民参加及び協働の推進について調査審議するため、千葉市市民参加協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

【趣旨】

本市の市民参加・協働の推進について調査審議する附属機関として千葉市市民参加協働推進会議を設置することを規定しています。

【解説】

市民参加・協働を着実に推進していくためには、市の取組みについて、外部の専門的な見地や市民の視点から確認し、建設的な意見が出されることにより取組みを充実していくことが重要であることから、そのような役割を担う機関として推進会議を設置するものです。

(所掌事務)

第15条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
- (2) 実施計画の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加及び協働に関する事項

2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加及び協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

【趣旨】

推進会議の所掌事務について規定しています。

【解説】

第1項

推進会議の所掌事務である調査審議の対象について規定しています。第1号の実施計画と第2号の実施計画の実施状況については、第13条の規定により公表することとされていますが、公表に先立ち推進会議の調査審議が行われます。また、第3号は、推進会議が実施計画に関する事項以外の事項についても必要に応じ調査審議できることとしています。

第2項

推進会議の所掌事務として、市民参加・協働の推進に関する意見の陳述について規定しています。推進会議において市の取組みについて調査審議をした結果、改善すべき点があると判断した場合等に、市長に対し意見を述べるができることとしています。

(組織)

第16条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

推進会議の委員数、構成等の組織について規定しています。

【解説】

第1項

推進会議の委員数の上限を12人としています。

第2項

委員の構成を「公募による市民」、「学識経験者」、「市長が適当と認める者」としています。「市長が適当と認める者」については、推進会議の設置の趣旨や所掌事務から、市民参加・協働とのかかわりが大きい町内自治会、NPOの代表者等が想定されます。

第3項、第4項

委員の任期を2年とし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期を前任者残任期間としています。

第5項

その他、推進会議の組織や運営に関し必要な事項については、規則に規定することとしています。

○ 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

(推進会議の組織)

第18条 条例第14条第1項に規定する千葉市市民参加協働推進会議（以下「推進会議」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議において意思決定を行う場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例の施行に関し必要な事項については、規則に規定することとしています。

【解説】

本条の規定により規則に規定するものには、実施計画に定めるべき事項やその公表時期等があります。